

上ノ者ニ至割リ増給スル事

但シ位免科ト位前通り時ニ至シ後ニ

六 職工ノ工務ノ為ニ死セシ時ニ家族慰問科トシ

テ千五百円以上支給スル事

工務ノ為ニ負傷或ニ病氣ニ依リ休職スル場合ニ

一日ニ付日給一日分支給スル事

工務ノ負傷ニ依リ不具者ト為ルニ再職ノ見込ナ

シ場合ニ二日以上又ニ工務ノ負傷或ニ病氣ノ

為ニ職ニ必要ナル場合ニ五百円以上支給ス

リタキト

工務ノ負傷或ニ病氣ノ為ニ何職ニモ耐ヘザル場合

ニ生活ノ安定ニ得ル迄相當ノ補助アリタキト

七 会社ノ都合ニ依リ臨時休業ノ場合ニ一日ニ付市給

一人分ノ支給アリタキト

八 以上要求書ニ掲示件ニ付断然犧牲者

トシタル事

附帯条件

右要求書ニ對シ御回答期日ハ百十年七月

十三日午前十時 (十五日正)

(3)